

○沖縄県警察手帳の取扱いに関する訓令

(昭和 47 年 5 月 15 日沖縄県警察本部訓令第 26 号)

改正 平成 12 年 3 月 2 日訓令第 4 号

平成 14 年 9 月 30 日訓令第 20 号

令和 3 年 1 月 6 日沖縄県警察本部訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 警察手帳（以下「手帳」という。）の取扱いについては、警察手帳規則（昭和 29 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）その他別に定めるもののほかこの訓令の定めるところによる。

(名刺入れ)

第 2 条 手帳の名刺入れ（以下「名刺入れ」という。）には、常時、名刺 3 枚を納めるものとする。

2 名刺入れには、名刺以外の物を納入しないものとする。

(沖縄県警察被服管理システム)

第 3 条 警務部警務課長（以下「警務課長」をいう。）は、手帳を適正に管理するため沖縄県警察被服管理システム（沖縄県警察情報管理システムの運用管理に関する訓令（平成 24 年沖縄県警察本部訓令第 2 号）第 2 条第 1 項に規定する県警察情報管理システムのうち、沖縄県警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和 47 年沖縄県条例第 28 号）第 2 条第 1 項に規定する支給品及び第 4 条第 1 項に規定する貸与品（拳銃を除く。）に係る情報を一元的に集約及び管理することを目的として構築したものをいう。以下同じ。）に、次の各号に掲げる事項を入力するものとする。

(1) 手帳の交付日、交付品の品名及び管理番号

(2) 被交付者の職員番号、所属、氏名、性別及び階級

(3) 手帳の返納日

2 沖縄県警察被服管理システムは、常に最新の内容となるよう、手帳の貸与状況に変更がある都度、必要な修正を行うものとする。

(事故報告)

第 4 条 警察官及び交通巡視員（以下「警察官等」という。）は、手帳を紛失し、又は盗難、火災等のため滅失した場合（手帳の本体、証票又は記章のみの場合を含む。）、速やかに所属長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた所属長は、その事実を調査した上、警察手帳遺失・紛失・盗難報告書（手配）（様式第 1 号）によりその状況を本部長に報告しなければならない。

(再交付)

第 5 条 警察官等は、次の各号に掲げる場合には、手帳若しくは手帳の本体、証票又は記章（以下「手帳等」という。）の再交付を所属長に願い出なければならない。

(1) 前条第 1 項の事故があつたとき。

(2) 手帳等をき損し、または汚損したとき。

(3) その他手帳等の再交付の必要が生じたとき。

2 証票に表示された事項に異動があつたときは、前項に準じ証票の引換えを願い出なければならない。

3 前2項の願い出を受けた所属長は、警察手帳等再交付申請書（様式第2号）により本部長に再交付を申請しなければならない。

4 手帳等の再交付を受けた場合は、これと引換えに従前の手帳等を、手帳等の再交付を受けた後、紛失又は盗難にかかる手帳等を発見し、若しくは回復したときは、その手帳等を所属長を通じて本部長に返納しなければならない。

（返納）

第6条 所属長は、所属の警察官等が離職又は休職若しくは停職を命ぜられた場合は、速やかに手帳を返納させなければならない。

2 警察官等が死亡した場合には、所属長は、その家族をして返納させ、又は自ら返納のための処置を講じなければならない。

3 所属長は、前2項により返納させた手帳は、速やかに警務課長に送付しなければならない。ただし、停職の場合は、その期間中所属長が保管するものとする。

（手帳携帯の除外）

第7条 規則第6条の規定に基づき、警察官等が手帳を携帯しないことができる場合は、次のとおりとする。

（1） 災害警備等に従事するときであつて、所属長において手帳の携帯を不適當と認めるとき。

（2） 前号のほか、所属長において特に手帳の携帯を不適當と認めるとき。

（手帳取扱の指導）

第8条 所属長その他監督の任にある者は、随時手帳を点検し、取扱いの適正を期するよう指導しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則（平成12年3月2日訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月30日訓令第20号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（令和3年1月6日沖縄県警察本部訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

様式等省略